

令和6年度事業計画

I. 基本方針

世界的な物価高により、燃料やエネルギー、建設資材の高騰などによる影響が長期化している。そのような中、国土交通省の2024年度予算では、国民の安全・安心の確保、持続的な経済成長の実現、個性をいかした地域づくりと分散型国づくりを柱に、インフラ分野においては防災・減災、国土強靱化の推進に加え、DX、GXへの取り組みや働き方改革の推進が盛り込まれた。

港湾・海岸の分野においては、国際競争力強化のための国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾の整備、インフラの海外展開、洋上風力発電の整備やカーボンニュートラルポート政策の推進等の2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対応等とともに近年の頻発する地震への災害対策や大型台風の来襲による高波・高潮対策等、国民の安全・安心の確保と国土強靱化が進められている。特に2024年1月に発生した令和6年能登半島地震で被災した港湾施設については、被災地域の復興加速化のためにも迅速な本格復旧が急務である。

協会並びに会員企業は、技術力と施工力を活かして国土強靱化並びに国際競争力強化のための港湾・空港・海岸の整備に貢献する。DXでは、ICTやBIM/CIMの活用、施工の自動・自律化等の現場の生産性向上を推進する。また、GXでは、カーボンニュートラル実現のため、海洋土木工事におけるCO₂の排出削減に加え、カーボンニュートラルポートの形成や洋上風力発電の推進に貢献する。

一方、労働人口が大きく減少する中、建設業界では、若手労働者の不足や技能労働者の高齢化が進行しており、また、2018年には「働き改革関連法」が成立し、建設業についても本年4月から時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される。このため、法令の遵守はもとより、DXやプレキャスト導入等の推進、建設現場の生産性の向上等により週休二日の実現や長時間労働の是正等の働き方改革を更に推進し、受発注者双方において、現場を含む、海洋土木工事に関わる全ての技術者・技能者が働きがいのある魅力的な職場となるよう、併せて、将来の担い手である若者や女性から選んでもらえる魅力ある産業にするよう取り組む。

協会並びに会員企業は、常に高い倫理観を持ち、確実な施工と品質確保が図られるよう技術の研鑽や普及、労働災害の防止等に努めるとともに、働き方改革や生産性向上等建設業界を取り巻く諸課題に対応する。このように、港湾等の建設産業におけるサステナビリティに真摯に取り組み、良質な港湾・空港・海洋関係の社会インフラ整備を通じて我が国の発展に貢献することを目指す。

Ⅱ. 主要事業

1. 港湾、空港、海洋関係の社会インフラ整備の推進

日本の経済の発展に不可欠な港湾・空港・海洋関係の社会インフラの建設が円滑かつ効率的に進められる必要があるとともに、令和6年能登半島地震等からの復旧と復興等、国土の開発・利用と保全に資する事業の迅速かつ着実な推進が必要である。

そのため、協会は様々な技術的な課題の解決に取り組むと共に、公正誠実な企業活動を基本として、働き方改革と生産性の向上、担い手の確保と育成などに取り組み、活力と魅力に溢れる建設産業の実現に努める。

技術的な課題については、関係機関・関係団体とのネットワークを構築し、調査等を行いつつ、国の制度の活用等により、新技術の実用化や現地適用、標準化に取り組む。担い手確保や働き方改革等の課題に対しては、国土交通省港湾局、航空局、地方整備局、防衛省、港湾管理者等との意見交換会など関係機関や関係団体と一層の協力・連携を図り着実に前進させる。

2. 海洋土木技術の発展への取り組み

(1) プロジェクト関連の技術への取り組み

臨海部土地造成、土砂処分場、埠頭整備、海上空港、臨港交通施設等の大規模な海上建設プロジェクトに係わる急速施工、工程管理、安全管理、土砂の管理、環境保全等について、DXの推進等による生産性向上技術を含め、適用可能な最新の技術について調査を行い、技術提案等を行う。

我が国沿岸域で今後実施される洋上風力発電事業について、会員各社が有する技術を基礎に、施工技術、作業基地や船舶に関する検討を継続的に行い、浅海域から沖合での整備・運営についても視野におきながら、更なる技術の進展と事業への対応を目指す。特に一般海域における浮体式洋上風力発電設備の大量急速施工の確立に向けた検討等を行う。また、政府が2020年に設置した「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」に参加し、当協会が事務局を務める港湾インフラ・サブ・ワーキング・グループにおいて引き続き関係団体と連携して取り組む。

(2) 生産性向上の取り組み

① 監督検査の合理化

生産性向上に資する遠隔臨場について、ICTツールの活用により更なる拡充に向け関係者とともに取り組む。また、ナローマルチビームや水中ソナーによる計測値や施工履歴の記録を用いた出来形検査の実施に向けて要領等の策定・試行工事の実施に積極的に協力する。さらに、工事書類の簡素化・デジタル化について、一層の取り組み強化を関

係者に働きかける。

②プレキャスト化の推進

海洋土木工事の更なるプレキャスト化の推進は、生産性ととも安全性の向上の観点からも有効な方法である。国土交通省港湾局が2023年7月に策定した「港湾工事におけるプレキャスト工法導入検討マニュアル(試行版)」の適切な運用に協会としても協力して取り組む。

③DXの推進

海洋土木工事の生産性向上を図るため、調査、設計から維持管理までのサイクルを視野に入れたデータの活用による施工プロセス全体のICT化、BIM/CIMの活用拡大に取り組む。

国土交通省港湾局により構築され2024年度から試験運用される港湾整備BIM/CIMクラウドと品質出来形管理のICTツールとの連携による遠隔臨場の更なる合理化、BIM/CIMクラウド全国版を活用した作業船の自動・自律化など、BIM/CIMを広く活用し、生産性を向上する方策について検討を進める。

なお、DXの効果を一層引き出すためには、検査基準だけではなく技術基準及び設計基準の変更などを含め、関係機関全体として検討する必要がある。このため、組織横断的に連携して積極的に協力し検討を進めていく。

(3) GXの取り組み

国土交通省港湾局等と連携しながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、作業船のカーボンニュートラル推進などの海洋土木工事における脱炭素化の取り組みについて、協会としてロードマップを作成し、推進するとともに、ブルーインフラ政策に関連する海洋環境の改善・創出に係る土木技術の検討、建設副産物等の活用やCO₂抑制策等に関する調査や提案を行う。

(4) 新技術・新工法の開発、検証・標準化に向けた取り組み

新技術・新工法の開発と工事への適用に際しては、幅広く情報を共有する他、各種の技術評価制度や新技術導入促進調査、港湾技術パイロット事業やモデル工事の検証を通じて、技術の信頼性や確実性の向上に努める。

また、協会と(国研)港湾空港技術研究所が特許を共同保有する可塑性グラウトによる重力式係船岸増深技術の現場への適用に取り組む。

(5) 作業船の整備、運用に関する取り組み

海洋土木工事に不可欠な作業船が著しく減少し、かつ、更新投資が行われず老朽船が多

いことは、業界の大きな課題である。作業船の継続的な保有と運用の安定化を図るため、課題と改善策、支援措置について、国土交通省港湾局と連携を図りつつ検討を進める。

併せて、全国的な作業船の係留泊地の不足についてその解消に国、港湾管理者と連携して取り組む。

(6) 質の高いインフラ輸出への取り組み

国内及び ASEAN 等海外のセミナーや政府調査団への参加協力、(一財)国際臨海開発研究センター、国際航路協会、国際港湾協会、国際港湾交流協力会等の港湾関係国際団体や海外港湾物流プロジェクト協議会等の活動に積極的に参加し、これらを通じた ODA 事業プロジェクトの動向等の情報収集を行う。また、会員企業の海外展開を支援するため、国土交通省、(独法)国際協力機構 (JICA)、(株)海外交通・都市開発事業支援機構等との情報交換等を進めるとともに、海外建設プロジェクトの調査等を実施する。ODA 事業実施に当たっての様々な課題に対して、必要な具体的対応に結びつくよう JICA 等への要望、意見交換を行う。

3. 魅力ある建設産業の実現

(1) 働き方改革の推進

海洋土木工事は、気象・海象条件に加え、港湾利用者や漁業者、関連工事との調整、定められた供用開始日により工期延伸できない等、土日閉所が困難な工事が多いという特有の課題がある。他方、労働基準法改正により本年 4 月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用される。法令遵守のためには、海洋土木工事の働き方改革を深化・定着させる必要がある。

まずは、国土交通省港湾局発注工事においては、働き方改革の推進施策の 3 本柱である「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」、「工物品質確保調整会議」、「休日確保評価型試行工事(工期指定)」について、受発注者双方において、適切に運用することが必須である。

併せて、特に元請職員の時間外労働が多い実態を踏まえ、その削減のための更なる書類の簡素化、生産性向上等について関係者と意見交換を実施し、制度に反映させるよう努める。

具体的には、港湾空港等整備の実施において、契約事項等についての改善すべき事項を国の制度・基準へ反映されるように取り組むとともに、引き続き実態の把握・分析を行うとともに「工物品質確保調整会議」及び「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を活用し、引き続き受発注者双方が現場条件、施工計画、工事工程等について総合的な調整を十分に行い、その結果を制度設計への提言に反映させるよう努める。また、「休日確保評価型試行工事(工期指定)」を含む各種の試行工事を活用するとともに、設計変更

が適切に行われるよう、「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」を積極的に活用する。

関係者間での意見交換を踏まえて様々な仕組みが整備されてきており、それらを目的どおりに着実に運用していくことが重要であり、当協会としても更なる意識改革と実践を行っていく。

また、働き方改革の推進に当たっては、日本港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会、(一社)日本潜水協会と連携して対策の検討を行う。

特に、働き方改革推進に伴い専門会社、協力会社の収入が減少することがないように、「諸経費検証モデル工事」等に取り組み、元請けから下請けを含む海洋土木界全体としての処遇アップの好循環を目指す。

(2) 担い手の確保・育成

若手技術者や女性技術者等の労働環境の改善を図るとともに、若手技術者の啓発や積極的な学びの場としての官民合同の勉強会や現場見学会等の充実を図るなど、担い手確保や若手職員のスキルアップに関し検討し実践する。

また、「建設キャリアアップシステム(CCUS)」の普及を推進し、技術者が誇りを持って働ける環境の整備に努めるとともに、能力評価を行う新たな職種(特定技能外国人制度で当初設けられた「海洋土木工」)の導入について、海洋土木工事に関わる関係団体と連携して、協議・検討を進める。

担い手育成の一環としての外国人技能者の受入に関しては、日本港湾空港建設協会連合会外国人材センターを通じて、潜水士を含む専門性の高い海洋土木技能の教育訓練の場の確保も含め、協力・支援を行う。

4. 大規模災害発生時への対応

2024年1月に発生した令和6年能登半島地震の復興支援に全力を尽くす。

また、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の自然災害に加えて船舶座礁等の事故災害の場合においても、災害時緊急支援の出動要請があれば協会として円滑に行えるよう平常時を含め防災業務計画を確実に実施する。

5. 公正・誠実な企業活動の推進

国の重要インフラの建設を担う企業としては、常に高い倫理観をもって確実な施工と品質確保に努め、社会の信頼を得ることが重要である。そのため、法令遵守、競争性や透明性確保、アカウントビリティ等に一層取り組み、公正で誠実な企業活動を徹底する必要性があり、今後とも講習会等を通じてコンプライアンスへの取り組みを推進する。

また、元請事業者、下請事業者の適正な取引のため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に

関する指針」(内閣官房 公正取引委員会 令和5年11月)を踏まえ、協会の自主行動計画を策定し、会員企業の取り組みを徹底する。

さらに、独占禁止法、コンプライアンス、企業対象暴力等の講習会等を継続して開催する。

6. 安全・品質の確保と環境の保全

(1) 海洋土木工事の安全・環境対策の推進

法令遵守はもとより、人命尊重を最優先に安全対策を確立して事故の防止を図り、かつ品質確保や環境保全対策を徹底することは、発注者の要請と社会の期待に応える上で極めて重要である。

海洋土木工事における労働災害並びに公衆 災害の防止と良好な海域環境の確保は重要な使命の一つであり、工事関係者のより一層の安全意識の向上・啓発を図るため、会長及び安全環境対策本部長による安全環境パトロールを実施する。また、本部・支部・発注者合同安全環境パトロール(遠隔臨場の取り組みを含む)、安全講習会等を実施し、直接的な安全対策指導と災害防止に向けた効果的な安全対策を指導徹底するとともに、「港湾工事安全ポケットブック」、「作業船新規入場者のしおり」、2024年2月に改訂した「港湾工事安全作業標準書(OHSMS(労働安全衛生マネジメント)対応型)」等を活用して工事安全防止に対する一層の周知を図る等、最新の安全対策に関する調査研究成果や技術情報を共有し、更なるレベルアップを目指す。

(2) 海洋土木工事の安全対策に関する調査研究

海洋土木工事の安全を確保するため、事故が発生した場合には会員企業間で迅速に情報共有を行うとともに、それらを基に事故災害要因を分析し、課題と改善策を取りまとめ会員企業間での水平展開を行う。また、更なる安全対策の強化に資するよう、現行の安全法令等を確認し「港湾工事安全施工指針」の見直し検討、安全教育訓練に資する「港湾工事災害事例集Ⅶ」の編集に取り組む。

7. 広報活動

(1) 広報活動の推進

海洋土木の魅力をアピールするツールとして「うみの現場見学会」の実施や学生・一般向けのPRパンフレットの活用、また、就職希望者を誘引できるPR動画の企画・制作及びこれらも活用したホームページ、広報誌面等の継続的な改善を通じて港湾・空港関係インフラ建設への理解促進、生産性向上や担い手の確保への対応等について広報活動を推進する。特に若者が海の土木工事に魅力を感じ、誇りを持って働くことのできる職域であることを理解できるよう、若手職員の意見を取り入れた動画を作成しPRに取り組む。

また、東日本大震災、令和6年能登半島地震等の大規模災害発生時に緊急の対応を行っていることを広く認識してもらうため、3.11 伝承ロード推進機構の伝承アーカイブ事業の映像を積極的に活用するとともに、効果的な広報の有り方について検討を進める。

機関誌「Marine Voice 21」については、海洋土木に親しみを持てるようにするため、引き続き一般読者寄りの記事掲載に努め、誌面構成や配布先の見直しを随時行う。

(2) 技術の普及

海洋土木技術の向上と普及を図るため、自主研究、共同研究の成果並びに会員企業の施工技術について、報告会、講演会、広報誌などで積極的に発表する。

また、国土交通省をはじめとする関係機関の講習会、研修会などへ海洋土木の専門家を講師として派遣する。